

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 12 月 3 日

株式会社 TWOSTONE&Sons

2025 年 12 月 3 日

株式交換にかかる事前開示事項

東京都渋谷区渋谷二丁目 22-3
渋谷東口ビル 6 階
株式会社 TWOSTONE&Sons
代表取締役 CEO 河端 保志
代表取締役 COO 高原 克弥

当社は、2025 年 11 月 14 日付で株式会社 FAM（以下「FAM」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 12 月 26 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、FAM を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項の定める簡易株式交換に該当します。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は、以下のとおりです

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）
別紙 2 のとおりです。
3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項
 - （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）
別紙 3 のとおりです。
 - （2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 793 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ）
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 793 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

(1) 当社は、2025 年 9 月 30 日付で、株式会社ストラテジーキャンパスの発行済株式の全部を取得しました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 793 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は、会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

株式交換契約書

株式会社 TWOSTONE&Sons（以下「甲」という。）及び株式会社 FAM（以下「乙」という。）は、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりとする。

1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社 TWOSTONE&Sons

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 2 2 ー 3 渋谷東口ビル 6 階

2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社 FAM

住所：東京都新宿区新宿五丁目 1 5 番 7 号

第 3 条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 12 月 26 日とする。ただし、本株式交換の効力発生の直前までに、甲が乙の株主から乙の発行済み普通株式の 128 株を譲り受ける株式譲渡が実行されていることを停止条件として効力が発生する。なお、株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲乙間の協議により、これを変更することができるものとする。

第 4 条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計数に 1,155 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1,155 株を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない

端数が生じた場合、会社法234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が別途適当に定める金額とする。

第6条（株主総会における承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の定めに基づき、本契約についての株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求めるものとし、承認決議後速やかに、承認を得た旨を甲に通知するものとする。

第7条（善管注意義務）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行並びに資産及び負債の管理し、その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲の同意を得なければならないものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲は、乙と協議の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。なお、甲は、本条に基づく本株式交換の条件変更若しくは本契約の中止又は本契約の解除が自らの帰責事由によらない場合、乙に対する損害賠償等責任を負わない。

第9条（本契約の効力）

以下の各号に該当する場合、本契約は追加の措置又は行為を要することなくその効力を失う。

- 1) 会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合
- 2) 第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約の承認を受けられない場合
- 3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第10条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は日本法とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲及び乙で協議をし、円満な解決を図る努力をするものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2025年11月14日

甲：東京都渋谷区渋谷二丁目 2 2－3

渋谷東口ビル 6 階

株式会社 TWOSTONE&Sons

代表取締役 CEO 河端 保志

代表取締役 COO 高原 克弥

乙：東京都新宿区新宿五丁目 1 5 番 7 号

株式会社 FAM

代表取締役 菅 浩徳

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	FAM (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (株式交換比率)	1	1,155
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：36,960株	

(注1) 株式の割当比率

当社は、FAMの普通株式1株に対して、当社普通株式1,155株を割当交付いたします。但し、本株式交換の効力発生直前において当社が保有するFAMの普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の直前時におけるFAMの株主に対して、その保有するFAM株式に代えて、上記表の本株式交換比率に基づいて算出した数の当社普通株式36,960株を割当交付いたします。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに36,960株を発行する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけでなく、過去の平均株価も考慮するため、市場株価平均法(算定基準日は2025年11月13日とし、算定基準日までの直近6ヶ月間の各取引日の終値の単純平均値)により、1株あたり895円を採用することとしました。

これに対し、非上場会社であるFAMの株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関である株式会社StewartMcLaren(以下StewartMcLaren)に算定を依頼し、算定書に記載された算定結果のレンジ内(1,006,216円~1,359,057円)で当事者間において慎重に協議の上、1株あたり1,033,955円としました。

なお、StewartMcLarenは、FAMの株式価値の算定に際して、FAMは非上場であり市場株価法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)を用いて株式価値の算定をしております。

StewartMcLarenは、FAMの株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている公開情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したこれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、FAMの株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある未開示の情報は存在しないこと、かつ、FAMの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(3) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が決定いたします。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙 3 最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降参照

第 12 期 事業報告書
自 令和 5 年 11 月 1 日
至 令和 6 年 10 月 31 日

株式会社 FAM

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2024年度の国内ITサービス市場規模は約20.3兆円に達し、企業のDX投資の拡大により堅調な成長が続いています。一方でIT人材は約40万人不足するとされ、特に若手エンジニアの採用難が深刻化しています。こうした環境下で未経験層の育成需要は高まり、教育体制を備える企業への期待が強まっています。当社は研修品質の向上と定着支援を強化し、安定した人材供給の実現に努めました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した特記すべき設備投資は特にありません。

(3) 資金調達等の状況

当事業年度において、所要資金として、金融機関より短期借入金として50,000千円の調達を実施いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	前々期(令和4年10月期)	前期(令和5年10月期)	当期(令和6年10月期)
売上高	240	396	489
経常利益	1	4	29
当期純利益	0	3	21
1株あたり当期利益	3,151.61円	19,480.43円	131,551.89円
総資産	117	140	187
純資産	22	27	48
1株当たり純資産	142,977.41円	171,833.27円	305,051.73円

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(5) 対処すべき課題

① 人材の採用力および育成体制の強化

当社は、事業の拡大に伴い、人材採用および教育・定着に関する体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後は、採用および育成体制の役割分担を明確化し、より専門性を高めた人材育成の仕組みを構築するとともに、未経験者と経験者の双方が活躍できる環境の整備を推進してまいります。

② 営業基盤の拡充および案件品質の向上

人材の育成力を活かしながら、より多様な企業との取引拡大および高品質な案件の確保を進めることが課題となっております。営業体制の強化を通じ、人材のスムーズな現場参画を支援するとともに、働きやすい案件の確保による就業環境の改善を図り、安定的かつ継続的な人材供給体制を整備してまいります。

③ 組織体制および業務効率の最適化

事業領域の拡大に伴い、組織横断的な業務連携および管理体制の高度化が求められています。今後は、職務範囲の明確化および内部管理体制の強化を図り、迅速かつ的確な意思決定が行える組織運営を推進してまいります。

(6) 主要な事業内容(令和6年10月31日現在)

当社は、未経験からIT分野への挑戦を支援する人材教育・育成事業および、教育を経た人材を企業へ派遣・業務委託するシステムエンジニアリングサービス事業を中心に展開しております。

(7) 主要な事業所(令和6年10月31日現在)

本 社 東京都新宿区新宿5丁目15番7号

(8) 従業員の状況(令和6年10月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99	4	25.8	1.8

2. 株式に関する事項（令和6年10月31日現在）

- （1）発行可能株式総数 160 株
- （2）発行済株式総数 160 株
- （3）株主数 1 名
- （4）株主

株主	持株数(株)	持株比率(%)
菅浩徳	160	100

3. 会社役員に関する事項（令和6年10月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
菅浩徳	代表取締役	無

貸 借 対 照 表

令和6年10月31日

株式会社FAM.

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	164,304,530	【流動負債】	50,790,986
現 金 及 び 預 金	91,131,263	未 払 金	5,036,252
売 掛 金	65,783,049	未 払 費 用	24,626,104
貸 倒 引 当 金	-394,698	未 払 法 人 税 等	7,676,100
前 払 費 用	7,784,916	未 払 消 費 税 等	13,368,800
【固定資産】	22,676,918	預 り 金	83,730
【有形固定資産】	5,015,871	【固定負債】	87,903,000
建 物 附 属 設 備	5,015,871	長 期 借 入 金	87,903,000
【無形固定資産】	9,900,462	負 債 の 部 合 計	138,693,986
ソ フ ト ウ ェ ア	9,900,462	純 資 産 の 部	
【投資その他の資産】	7,760,585	【株主資本】	48,808,277
敷 金	237,000	資 本 金	8,000,000
差 入 保 証 金	2,864,426	利 益 剰 余 金	40,808,277
長 期 前 払 費 用	4,659,159	そ の 他 利 益 剰 余 金	40,808,277
【繰延資産】	520,815	繰 越 利 益 剰 余 金	40,808,277
保 証 料	520,815	純 資 産 の 部 合 計	48,808,277
資 産 の 部 合 計	187,502,263	負 債 及 び 純 資 産 合 計	187,502,263

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 11 月 1 日
至 令和 6 年 10 月 31 日

株式会社 FAM.

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	489, 731, 492	
売 上 高 合 計		489, 731, 492
売 上 総 利 益 金 額		489, 731, 492
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		461, 364, 724
営 業 利 益 金 額		28, 366, 768
【営業外収益】		
受 取 利 息	6, 909	
受 取 配 当 金	201	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	330, 487	
雑 収 入	2, 415, 824	
営 業 外 収 益 合 計		2, 753, 421
【営業外費用】		
支 払 利 息	1, 495, 687	
繰 延 資 産 償 却	143, 826	
営 業 外 費 用 合 計		1, 639, 513
経 常 利 益 金 額		29, 480, 676
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		29, 480, 676
法人税、住民税及び事業税		8, 432, 373
当 期 純 利 益 金 額		21, 048, 303

個別注記表

自令和 5 年 11 月 1 日 至令和 6 年 10 月 31 日

- 1 この計算書類は「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 収益認識に関する注記

当社は、派遣契約および業務委託契約に基づき提供する役務について、役務の提供状況に応じて、時間の経過に基づき収益を認識しております。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定額法を採用しています。
 - ② 無形固定資産

定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理
税抜経理方式によっています。
- 3 会計方針の変更

該当事項はありません。
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 160 株
 - (2) 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 0 株
 - (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。